

**スクールソーシャルワーカー
効果的活用のための Q&A**

**静岡県教育委員会
義務教育課
(令和8年3月一部改訂)**

はじめに

静岡県における児童生徒のいじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題は、依然憂慮すべき状況にあります。また、家庭環境に起因する問題も多数生じております。これらの背景には、心の問題に加え、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難なケースも数多く見受けられることから、積極的に関係機関等と連携した取組が求められています。

こうした中、本県では平成 20 年度から県内に、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置してきました。平成 28 年度以降は、政令市を除く全 33 市町へ配置しています。

本県では、これまでスクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等へ配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を進め、実績を残しています。

本冊子は、スクールソーシャルワーカーの活用のねらい、具体的な活用方法、さらにスクールカウンセラーとの連携の在り方等、スクールソーシャルワーカーの配置におけるポイントを整理し、各市町教育委員会及び学校現場において参考資料として活用できるよう作成しました。

本冊子を活用することにより、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が促され、より一層関係機関との連携が進み、児童生徒や家庭に対する効果的な支援が実現されていくことを望んでいます。

目 次

Q 1	配置のねらい	1
Q 2	スクールソーシャルワーカーの専門性	2
Q 3	スクールソーシャルワーカーの業務	3
Q 4	スクールソーシャルワーカー着任日の対応	4
Q 5	活用の効果	5
Q 6	活用の留意点	6
Q 7	校内の生徒指導体制の組織化	7
Q 8	スクールカウンセラーとの連携	8
Q 9	スクールソーシャルワーカーを活用した小中連携	9
Q10	スクールソーシャルワーカーの周知	10
Q11	関係機関との連携	10
Q12	学級担任等との協働	11
Q13	情報の共有	11
Q14	市町教育委員会の支援	12
	参考文献	13

Q 1 スクールソーシャルワーカー配置のねらいは何ですか。

A 児童生徒の問題行動等の背景には、本人自身の発達上の特徴や疾病、又は心の問題と、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒が置かれている環境に関わる問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

解決のためには、児童生徒の個別の特徴や状態を理解した上で

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・ 学校内におけるチーム体制構築への支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供等
- ・ 学校と関係機関等とのネットワーク構築に向けた調整
- ・ 教職員等への研修活動等の実施

などが求められています。

それには、これまでの学校での教育活動にソーシャルワーク的な視点※とアセスメント（見立て）を踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることが有効です。本来、学校が持っている力を生かした計画的なチーム対応によって児童生徒や保護者とより深く信頼関係を築くことができ、効果的な支援が実現します。

また、チームアプローチにより学級担任の負担の軽減が図られます。さらに学校だけでは対応が困難な事例等に対しては、関係機関と調整・連携を図ることにより、児童生徒を取り巻く環境の改善が期待されます。

このようなソーシャルワーク的な視点や手法を教育現場にもたらす社会福祉の専門家がスクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーの配置によって、学校の開かれた生徒指導体制が構築されます。

※ ソーシャルワーク的な視点・・・児童生徒を取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉の視点を持った働き掛けの手法



Q2 スクールソーシャルワーカーはどのような専門性を持った人ですか。

A 地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者を指します。

県教育委員会は、次のいずれかに該当する者のうちからスクールソーシャルワーカーを任用しています。

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉に関する専門的な資格を有する者
- ・ 福祉や教育の分野における専門的な知識及び技術を有する者
- ・ 福祉や教育の分野における活動実績があり、スクールソーシャルワーカーの職務を遂行することができる者

社会福祉士とは

「社会福祉士国家試験」に合格し、専門的な知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障害がある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行います。



精神保健福祉士とは

「精神保健福祉士国家試験」に合格し、精神障害者の社会復帰のための相談に応じたり、退院後の住まいや再就労の場を探したりする手伝い等を行います。

スクールカウンセラーとの違いは

スクールカウンセラーは、面接や心理療法によって、相談者の抱えている心の問題を改善・解決していく心理の専門家です。相談室等での1対1の直接支援を主たる援助とし、教職員から紹介されたり、自ら支援を希望したりする児童生徒や保護者に対応します。

それに対し、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークの構築を支援する福祉の専門家です。**教職員との協働による間接支援を主たる援助**とし、児童虐待等必要があれば当事者が要請しない場合でも、教職員との協働により関わっていきます。

Q3 スクールソーシャルワーカーは、どのような業務に当たるのですか。

A 教育委員会又は実際に業務を行う学校の校長の指揮・監督の下、次のような業務を行います。いずれも教職員との協働を基本とします。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
 - ・ いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為など、児童生徒の問題行動等における学校、家庭、地域、友人関係、関係機関等への働き掛け
- ② 学校内におけるチーム体制構築への支援
 - ・ 校内チーム体制づくりのサポート
 - ・ 校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び問題解決のプランニング（手立て）のサポート
- ③ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
 - ・ 教職員と保護者間の調整
 - ・ 支援で得た情報を担当者（コーディネーター）及び学級担任や管理職等へ提供
- ④ 学校と関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・ 関係機関等への訪問、電話等による情報交換、打合せ
- ⑤ 教職員等への研修活動等
 - ・ 校内研修等における講師



※いずれも校長の指揮・監督の下に実施すること

Q4 スクールソーシャルワーカーの赴任に際し、市町教育委員会、学校、スクールソーシャルワーカーがまず行うべきことは何ですか。

A 管理職・校内の担当者（コーディネーター）・市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーで話し合いの場を持ち、学校としてスクールソーシャルワーカーをどのように活用するのかをスクールソーシャルワーカーに伝え、共有してください。

<学校>

校長の経営方針、学校の目指す方向や子ども像、その年度の目標、学校が抱える課題等を共有する。

<市町教育委員会→学校>

市町教育委員会は、SSW活用ビジョンやQ&A、初動ステップをもとにSSWの役割や受け入れ方について学校に説明する。

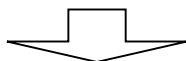
<市町教育委員会→SSW>

市町教育委員会は、SSW活用ビジョンやQ&A、初動ステップをもとに、市町として求めるSSWの役割や学校への働き掛けについて、SSWに説明する。

<SSW>

SSWは、学校文化や教職員の取組を多面的に理解し、チーム学校の一員としての自覚をもち、効果的なプランニングが行えるよう市町や学校と共通理解を図る。

スクールソーシャルワーカーの勤務日、勤務時間などを勘案した上で



学校は、スクールソーシャルワーカーと教職員との協働の在り方や、スクールソーシャルワーカーに依頼したい事柄を具体的に伝え、十分な共通理解を図りましょう。

<ポイント>

○協働体制をつくる

- ・学校には、県や市町が配置しているスクールカウンセラー、相談員、支援員等、児童生徒が抱える問題に対応する方々があります。それぞれの役割や機能を明確にすることで、効果的な協働体制をつくることができます。
- ・生徒指導上の諸課題の報告・連絡・相談の流れや問題の処理の仕方等をスクールソーシャルワーカーがあらかじめ理解していると、協働体制をとりやすくなります。

Q5 スクールソーシャルワーカーの活用によってどのような効果が期待できますか。

A スクールソーシャルワーカーが関わることで、教職員が次のように不登校や、家庭の問題等を抱えた児童生徒、保護者に対して踏み込んだ指導や支援が期待できます。

ケース会議を通じて、関わっている教職員が見通しを持てるようになります。

「ケース会議に参加することで、当該事例だけでなく、教職員が抱えていた事例への対応からヒントが得られ、問題が大きくなる前に対応することができた」「今まで教職員のための視点だったものが、異なった視点で多面的に児童生徒・家庭を見ることができるようになった」という報告がなされています。

ソーシャルワーク的な視点を持つことで、学校がチーム体制で問題を抱える児童生徒への支援を効果的に行えるようになります。

学校は多くの児童生徒の情報を把握していますが、教職員がばらばらに所有しては意味がありません。ケース会議の中で、情報を共有し整理した上で、アセスメント（見立て）、プランニング（手立て）を行い、問題解決に向けて学校全体でチーム対応するシステムにより一人の子どもをみんなで守る連帯の意識が育ちます。

スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、学校が関係機関等との連携（児童相談所、市町福祉課、民生委員・児童委員、警察、関係する園や学校など）をとりやすくなります。

個人の抱える心理的な悩み、ストレスなどの問題だけでなく、経済状況や雇用状況、法制度等に関わることも視野に入れ、関係機関等とつなぐことで支援を行います。



Q 6 スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための留意点は
何ですか。

A スクールソーシャルワーカーの「配置のねらい」や「専門性」「役割」を
全教職員が理解し、校長のリーダーシップのもと、校内の生徒指導体制を
整備することです。以下に体制整備の例を示します。

パイプ役となる担当者（コーディネーター）を校務分掌に位置付ける。

スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮するためには、窓口とな
る学校の担当者を明確にし、その担当者がスクールソーシャルワーカーと
教職員とのパイプ役になり、相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

相談しやすい雰囲気をつくる。

職員室にスクールソーシャルワーカーの座席を設けることにより、教職員
とのコミュニケーションが図られるようになります。また、窓口となる学校
の担当者と近くの席にすると効果的です。

定期的に校内ケース会議を開催する。

校内ケース会議は、たとえ短時間であっても定期的
に開催し、スクールソーシャルワーカーとともに、気
になる児童生徒のアセスメント（見立て）や問題解決
に向けたプランニング（手立て）を行うことが効果的
です。



校内研修等において助言・援助を得る。

スクールソーシャルワーカーを、可能な限り校内の生徒指導に関わる会議
（生徒指導職員研修、校内ケース会議、いじめ・不登校対策委員会等）に出
席を要請し、助言・援助を得られる体制をつくることが大切です。

Q7 ソーシャルワーク的な視点を生かした校内の生徒指導体制やケース会議を行うにはどのようなことが大切ですか。

A 校内の担当者（コーディネーター）を中核として、問題解決に向けて組織的に取り組むことが必要不可欠です。

学校が機能的な生徒指導体制を構築するには、児童生徒の問題行動等の状況に応じて、ケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーと協働し、アセスメント（見立て）とプランニング（手立て）を行うことが大切です。

アセスメントとプランニング

【アセスメント】

児童生徒の学校生活全般に関する情報、家庭環境・生活に関する情報、発達・心理・疾病に関する情報など、子どもに関わる様々な情報を集めて、児童生徒の抱える問題の背景や原因を組織として見極めること。

※課題を表面的に見るのではなく、「子どもがなぜそのような行動をとるのか」「子どもは何に困っているのか」という子どもの抱える真の課題を組織として見立てていくことが大切です。

【プランニング】

解決に向けた目標の設定と役割分担を内容とする具体的な手立てを組織として考える。

生徒指導体制におけるスクールソーシャルワーカーの役割

- 校内ケース会議への参加、教職員へのアセスメントとプランニングのサポート役
- プラン実行段階における、児童生徒や保護者への対応役、関係機関との橋渡し役
- 生徒指導体制のサポート役



Q 8 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携をどのように図ればよいですか。

A 校内の担当者（コーディネーター）が、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのそれぞれの専門性を理解し、両者の協働やケース会議への参加等をコーディネートすることが大切です。

ケース会議の活用



① 連携・調整

スクールソーシャルワーカーは「福祉の専門家」であり、スクールカウンセラーは「心理の専門家」です。それぞれ互いの専門性による視点や、多様な知識・技術・情報を持っています。それを活用するためには、関係者が一堂に会するケース会議の開催が有効です。

② 個別記録等の情報管理

プライバシーの保護に配慮した個人記録の作成と管理を行います。

③ ケース会議の実施

事例に応じて、「学年ケース会議」「校内ケース会議」「関係機関連携ケース会議」等の開催を決定します。

④ 役割分担

解決にあたって、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーはそれぞれの専門性からどのような支援、関係機関につながるよいかについて話し合う中で、解決に向けての役割分担を決めます。

⑤ 目標の確認

それぞれの支援の取組経緯について、継続ケース会議等を通して報告し合い、再度アセスメント（見立て）を行った上で、次なる役割分担を協議し、目標の確認をします。

※勤務計画等により、ケース会議にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの同席が難しい場合には、窓口となる学校担当者がそれぞれの意見を事前に伺ったり、経過を報告したり等の配慮を行い、スクールソーシャルワーカーとの間接的な関わりが増えるように心掛けることが大切です。

Q 9 スクールソーシャルワーカーを活用した小中連携をどのように推進すればよいですか。

A スクールソーシャルワーカーを活用したケース会議等が開催されるようになると、アセスメント（見立て）やプランニング（手立て）において小中連携が不可欠であることが明確になってきます。

具体的な連携の方法（中学校配置の場合の例）

月 1 回程度の中学校区連絡協議会の開催

【参加者】

管理職、コーディネーター（教育相談担当者、生徒指導主事等）、小学校生徒指導担当者、民生委員、保護司、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

※各中学校区の状況に応じ参加者を徐々に広げていくことが大切です。

【内 容】

小・中学校の生徒指導上の諸課題の情報交換（不登校、いじめ、非行問題、低学力・怠学・学級崩壊、児童虐待、発達上の課題、気になる児童生徒の状況 等）

※情報を収集し、まとめることによって、困っている児童生徒の姿が鮮明になり、ケース会議の柱が明確になります。特に兄弟姉妹が小中学校に在籍している場合は必ず情報交換をすることが大切です。

<情報の項目>

- ・困っている児童生徒の行動と状況
- ・よいところ、気になるところ
- ・家族、友達、教職員、関係機関等との関わり
- ・今まで取り組んだこと
- ・小学校卒業時の小中申し送り会議と、受け入れに配慮が必要な児童の連携ケース会議



Q10 学校はスクールソーシャルワーカーをどのように保護者や地域へ周知すればよいですか。

A 必要に応じて、学校通信や学年通信等で広く保護者、地域の方々に周知するとともに、学年・学級保護者会などの場を活用してスクールソーシャルワーカーを紹介し、その役割、仕事の内容を説明することなどが考えられます。

Q11 学校と関係機関との連携にスクールソーシャルワーカーを活用する場合の留意点は何ですか。

A 学校と関係機関との連携を深めるために、スクールソーシャルワーカーの活用は有効です。しかし、スクールソーシャルワーカーに任せっきりにするのではなく、学校として以下のような点を意識することが大切です。

スクールソーシャルワーカーを活用する場合の留意点



① 互いの専門的役割のちがいを知る。

学校は教育的視点で児童生徒を捉えますが、スクールソーシャルワーカーや関係機関は、福祉、医療や心理等の各専門分野の視点を持っています。互いの持つ専門的視点の違いを理解し合うことが大切です。

② 支援に必要なネットワークは学校が構築する。

児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題があります。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースも多くありますので、必要なときに速やかな連携が図れるよう、スクールソーシャルワーカーの意見をもとに、学校が中心となって関係機関等とのネットワーク構築を推進することが大切です。

③ 積極的にコミュニケーションを図る。

スクールソーシャルワーカーと教職員が互いの意見を傾聴し、建設的な意見交換をすることは、信頼関係を築く基礎となります。

Q12 スクールソーシャルワーカーが学級担任等の教師と同行して家庭訪問を行うことは可能ですか。

A アセスメント（見立て）を踏まえて、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問が必要であると共通理解した場合は可能です。また、家庭訪問以外に、児童生徒や保護者に対する面接を行うこともできます。

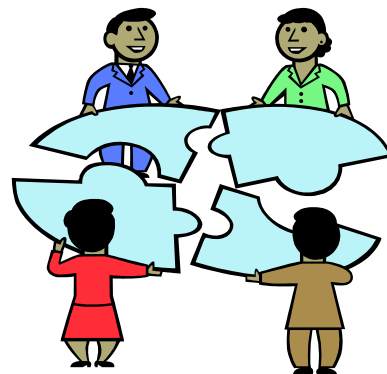
ただし、スクールソーシャルワーカーが行う面接はカウンセリングではないこと、スクールソーシャルワーカー任せにしないことを教職員と共有しておくことが大切です。

Q13 スクールソーシャルワーカーに個人情報の提供（生徒指導上の情報交換）をしても構いませんか。

A スクールソーシャルワーカーは、まず学校が保有する情報を収集・整理することから支援を開始します。

スクールソーシャルワーカーには、取得する国家資格での守秘義務に加え、地方公務員法で定められたところによる「県教育委員会事務局非常勤職員」となり、地方公務員法第34条による「秘密を守る義務（守秘義務）」が生じます。

学校からの情報提供がない場合は活動が困難となりますので、積極的に情報共有を図ってください。



Q14 市町教育委員会が、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、どのような協働が必要ですか。

A 市町教育委員会においては、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割を周知し、「つなぐ」ことが大切です。

そのために、市町教育委員会は配置されたスクールソーシャルワーカーをどのように活用するのか明確なビジョンを持っていることが大切です。

市町教育委員会の支援体制

課題解決に向けてチームとして教職員をつなぐ、連携して課題解決を目指すために小学校と中学校をつなぐ、外部の力を必要とする課題解決に向けて関係機関をつなぐ。これらを「つなぐ」ためにケース会議を提唱して、以下の取組を行います。

- ① 市町教育委員会がスクールソーシャルワーカーの役割を理解し、指導主事等がパイプ役となってスクールソーシャルワーカーと各学校をつなぐ役割を担う。
- ② 学校に対しては、スクールソーシャルワーカーが受け入れられる体制を整えるよう指導・支援する
- ③ 中学校区での小中連携を進めていく。
- ④ 関係諸機関と連携した効果的な支援につなげるため、要保護児童対策地域協議会等の子どもの支援に係る会合にスクールソーシャルワーカーが参加できるようにする。
- ⑤ 派遣型の場合には、指導主事がスクールソーシャルワーカーと学校間の連絡を取り合い、ケース会議の日程を調整する。
- ⑥ スクールソーシャルワーカーの活動支援として、定期的に教育委員会内に運営協議会を設定し、取組の成果や課題を協議していく。

<参考資料>

- ◇ スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 「文部科学省」
- ◇ スクールソーシャルワーカーの活用事業に関するQ&A 「文部科学省」
- ◇ スクールソーシャルワーカーの活用についてQ&A
「福岡県教育委員会」
- ◇ スクールソーシャルワークの視点～子どもたちや家庭を支援するために～
「和歌山県教育委員会」